

「ジモ・ミヤ・ラブ」フードデリバリー事業支援補助金交付要綱

令和 2 年 4 月 30 日制定
令和 2 年 11 月 1 日改正
総合政策部産業政策課

(趣旨)

第 1 条 県は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い県内飲食業界が大きな打撃を受けている中、新たなニーズへ対応する飲食店等を支援するとともに、応援消費の推進を図るため、予算の定めるところにより、フードデリバリー事業(注文者の注文に応じて調理した食料品を注文者の自宅等、指定された場所へ届けること。以下「デリバリー事業」という。)に参入する飲食店等に対し、初期費用の一部に補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則(昭和 39 年宮崎県規則第 49 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住している者に限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (3) 前条の補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) 令和 3 年 3 月 31 日までにデリバリー事業を開始すること。
- (5) 本要綱施行の日現在、県内において、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 52 条に基づく営業の許可を受けている者であること。
- (6) デリバリー品目に酒類を取り扱う場合には、酒税法(昭和 28 年法律第 6 号)第 9 条第 1 項に基づく税務署長の酒類販売業の免許を受けている者であること。
- (7) 複数の飲食店等が共同してデリバリー事業を行おうとする場合にあっては、自己又はその構成員のいずれかが貨物自動車運送事業法(平成元年法律第 83 号)等に基づく許可のほか所要の法令等の許可を受けていること。
- (8) 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者又は第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者であること。
- (9) 代表者が過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと。
- (10) その他補助が適当でないと思事認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号及び第2号の事業計画書及び収支予算書の様式は別記様式第1号及び様式第2号によるものとし、同条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 誓約書(別記様式第3号)
- (2) 第2条第5号から第7号までに係る許可証の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げのできる期限)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 単独チャレンジ型及び共同チャレンジ型相互への区分変更
- (2) 共同チャレンジ型への参入事業者数の変更
- (3) 補助対象経費の合計額の30パーセントを超える増減

(計画変更の承認)

第9条 規則第10条第2項の規定により知事の指示を受けようとする場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 事業計画書又は収支予算書の内容を変更しようとするとき 変更承認申請書(別記様式第4号)

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 補助事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第5号）

（補助金の交付方法）

第10条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、概算払により交付する。

2 補助事業者は、この補助金を請求しようとするときは、請求書（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して15日を経過した日又は令和3年4月15日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(1) 事業実施結果報告書（別記様式第7号）

(2) 収支決算書（別記様式第8号）

2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、第4条ただし書に規定する事業主体に係る部分における当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記様式第9号）により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（書類の提出部数等）

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ2部（正本1部、副本1部）とし、その様式は、規則に定めるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和2年4月30日から施行し、令和2年度の予算に係る「ジモ・ミヤ・ラブ」フードデリバリー事業支援補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助率(上限額)
補助対象者がデリバリー事業への参入にあたり必要となる初期費用として交付決定の日から令和3年3月31日までに発生した次に掲げる経費の合計額 1 単独チャレンジ型 (1) 消耗品費 (2) 広告宣伝費 (3) 研修期間中人件費 (4) その他知事が必要と認める経費	補助対象経費の2/3以内の額(千円未満端数は切り捨て)で上限額30万円とする。
複数事業所で共同してデリバリー事業へ参入するにあたり必要となる初期費用として交付決定の日から令和3年3月31日までに発生した次に掲げる経費の合計額 2 共同チャレンジ型 (1) 共同チャレンジ型に参入する際に要する「1 単独チャレンジ型」(1)～(4)に要する経費×共同事業者数 (2) 共同デリバリー体制整備に際し、知事が必要と認める経費	補助対象経費の2/3以内の額(千円未満端数は切り捨て)で上限額200万円とする。